

令和8年度お買い物ミニデイ事業業務委託に係る公募型プロポーザル 募集要項

1 趣旨

この要項は、令和8年度お買い物ミニデイ事業業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度お買い物ミニデイ事業業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度お買い物ミニデイ事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規程に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団排除条例（平成25年角田市条例条例第4号）第2条第1項第2号、第3号及び第4号に該当しない者及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。

4 企画提案上限額

1回あたり42,000円

（実施見込み回数は64回で総額上限は2,688,000円）

※本業務は介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第1号ロに基づく「第1号通所事業」に該当し非課税事業である。

5 スケジュール

項目	期 日
公募開始（募集要項・仕様書等の公表）	令和8年 4月 6日（月）
質問書の受付期限	令和8年 4月15日（水）
質問への回答	令和8年 4月20日（月）
参加申込書兼誓約書の提出期限	令和8年 4月24日（金）
企画提案書等の提出期間	令和8年 4月27日（月）から 令和8年 5月 1日（金）まで
企画提案内容説明会（プレゼンテーション）	令和8年 5月 8日（金）
審査結果の通知	令和8年 5月中旬

※スケジュールは現時点での予定であり、変更になる場合もある。

※企画提案内容説明会の開催日時等については、提案事業者あてに別途通知する。

6 参加申込み手続き

(1) 参加申込期間

令和8年4月6日（月）から同月24日（金）まで

(2) 提出書類

参加申込書兼誓約書（様式1）

(3) 提出先

〒981-1505 宮城県角田市角田字柳町35番地1
角田市市民福祉部介護支援課

(4) 申込方法

持参又は郵送（郵送の場合は令和8年4月24日（金）必着）

7 質問の提出及び回答

(1) 質問の受付期間

令和8年4月6日（月）から同月15日（水）まで

(2) 受付方法

質問書（様式2）により、角田市介護支援課あて電子メールにて提出すること。

なお、電子メールの件名は「お買い物ミニデイプロポーザルに関する質問（会社名）」とすること。

(3) 回答方法

質問の回答は、令和8年4月20日（月）までに、角田市ホームページへ掲載する。

※事業者選定に公平を保てない質問等、公表にふさわしくないと判断される質問は公表しない。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の受付期間

令和8年4月27日(月)から同年5月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く)

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの時間帯を除く)

(3) 受付場所

宮城県角田市角田字柳町35番地1(角田市総合保健福祉センター内)

角田市市民福祉部介護支援課

(4) 提出方法

上記受付場所に持参すること。(郵送等による提出は受け付けない)

(5) 提出書類

ア 企画提案書 正本1部 副本10部

企画提案書の名称は「令和8年度お買い物ミニデイ事業業務企画提案書」とし、仕様書を参照の上、すべてA4サイズで作成すること。

(ア) 会社概要書

事業者名、本社所在地、代表者名、資本金等、設立時期、保有する資格・認証等のほか、担当する事業所の事業所名・所在地・従業員数・有資格者数(既存パンフレット等でも可)

(イ) スタッフ体制一覧

本業務を受託した場合のスタッフ体制等について作成すること。

(ウ) 類似事業の受託事業実績

類似事業の受託実績がある場合、当該資料を添付すること(既存パンフレット等でも可)

(エ) 提案企画

仕様書に沿った企画内容であること。

イ 経費見積書 正本1部

項目の詳細について金額を明示した明細書を添付すること。

9 企画提案内容説明会(プレゼンテーション)の実施

企画提案内容説明会(プレゼンテーション)を開催し、企画提案書等の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査する。開催日時等の詳細については、提案事業者(参加申込書兼誓約書を提出した事業者)あてに別途通知する。なお、評価基準については別表のとおり。

(1) 開催日

令和8年5月8日(金)午前中(予定)

(2) 開催場所

角田市総合保健福祉センター

(3) 所要時間

プレゼンテーション 1 事業者 20 分以内

ヒアリング 1 事業者 10 分以内

(4) その他

企画提案内容の説明は、本業務を受託した場合に、主として担当する者が行うこと。参加者は3名以内とする。

10 優先交渉事業者の選定

企画提案内容説明会（プレゼンテーション）を実施し、別表の評価基準に基づき審査を行う。得点を基に選定委員会の合意により、原則1者を優先交渉事業者として選定する。

審査結果については、角田市のホームページにて公表し、当該審査を行った事業者に郵送にて通知する。

11 問合せ先

〒981-1505 宮城県角田市角田字柳町35番地1 角田市総合保健福祉センター

角田市市民福祉部介護支援課

電話 0224-63-2151

電子メール kaigo@city.kakuda.lg.jp

別表

評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点
1 提案内容	以下の点に着目して総合的に評価する。 ① 事業の目的、総合事業の理解度 ② 場所の提案 ③ 送迎の確実性 ④ 運動及びレクリエーションの内容 ⑤ 買い物支援の内容 ⑥ 利用者への対応（説明、個別評価など）	①～⑥ 各5点 計30点
2 業者	企業の業務遂行能力について以下の点に着目して総合的に評価する。 ① 同様及び類似事業の実績 ② 業務実施体制、安全管理体制 ③ 個人情報の保護（プライバシーマーク等）についての対策の有無	①～③ 各5点 計15点
3 担当者	担当者の経験及び能力について、以下の点に着目して総合的に評価する。 ① 同様及び類似事業の実績 ② 業務を遂行する上で必要な地域特性に対する習熟度 ③ 共同作業を行ううえでの対応の柔軟性	①～③ 各5点 計15点
4 その他	① 提案内容は予算額に見合ったものか	5点 計5点